

第16回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年9月25日(火) 午前8時00分から午前9時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理 13番 西元 道啓
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝
3番 安田 伸二 5番 向山 博
8番 山田 清隆 9番 岩間 勇市
10番 杉本 峯一 11番 吉田 靖志
12番 椿 新二 14番 高山 重人
15番 親谷 隆 16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 6番 坂野 幸夫
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 諸報告について
 - 第4 現況証明願いについて
 - 第5 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第6 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第7 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第8 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第9 北海道農業士認定候補者の推薦に関わる賛同について
 - 第10 蘭越町の農業振興対策に関する町長への要請書について
 - 第11 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 第12 後志地方農業委員会連合会の役員の補充について
 - 第13 台風21号及び胆振東部地震被害状況について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉
農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、14名です。定足数に達しておりますので、これから第16回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、2番近藤委員と3番安田委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第15回の総会以降の諸般について、報告いたします。

・らんこし米商標登録活用検討委員会

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。

NO1について、上程いたします。

担当調査員から調査の報告をお願いします。

5番
(向山委員)

NO1、字〇〇番地〇と字〇〇番地〇の調査結果のご報告をいたします。場所は、〇〇〇の前、〇〇〇が住まれていた土地です。親谷委員と高山委員と私の三人で現地確認いたしました。現地は、農地・採草放牧地ではないと確認いたしましたので、ご報告をさせていただきます。以上です。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。NO1について、上程いたします。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第2号

農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成30年9月25日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、譲渡人は〇〇〇番地〇、〇〇さん、譲受人は〇〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、譲受人の圃場の中にある〇〇〇を売渡すものです。成立する法律関係は売買、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明を願います

12番
(樁委員)

〇〇さんと〇〇さんとの件です。場所は〇〇さんの自宅から〇〇〇に向かって500から600m位行った所で、〇〇〇道路と交差している角地でございます。内容については事務局の説明のとおりです。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。本案のNO1については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO1は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。
次にNO2について、上程いたします。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、岩間委員の退席を求めます。暫時休憩します。(岩間委員退席)

再開します。NO2について、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号2番、譲渡人は〇〇〇番地〇、〇〇さん、譲受人は〇〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

議 長

NO2について、担当委員の補足説明を願います。

11番
(吉田委員)

NO2の件ですが、内容につきましては事務局説明のとおりです。場所は〇〇〇にあります、〇〇〇の下にある〇筆です。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。本案のNO2については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO2は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。暫時休憩といたします。(岩間委員着席)

再開いたします。

次に、NO3からNO7について、一括上程します。

事務局
(福岡係長)

事務局から説明願います。

番号3番、譲渡人は〇〇〇番地〇、〇〇さん、譲受人は〇〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号4番、譲渡人は〇〇〇番地〇、〇〇さん、譲受人は〇〇〇番地〇、〇〇さんさん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号5番、譲渡人は〇〇〇番地〇、〇〇さん、譲受人は〇〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号6番、譲渡人は〇〇〇番地〇、〇〇さん、譲受人は〇〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲

渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号7番、譲渡人は〇〇〇番地〇、〇〇さん、譲受人は〇〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO3からNO7について、順次、担当委員の補足説明を願います。

11番 (吉田委員)

NO3とNO4について説明いたします。詳細につきましては、事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇から〇〇に向かいまして左手にある土地になります。〇〇番〇がNO3〇〇さんの案件になりまして、〇〇番〇がNO4〇〇さんの土地になります。よろしくお願いいたします。

3番 (安田委員)

NO5、NO6についてご説明いたします。NO5ですが、内容につきましては事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇さんと〇〇〇さんの住宅の間の土地になります。

NO6ですが、こちらも事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇線から〇〇に向かう途中に〇〇さんの住宅がございまして、その道路を挟んで向かい側にある土地です。よろしくお願いいたします。

2番
(近藤委員)

NO7の件ですけれども、場所につきましては、〇〇線から〇〇さんの所から〇〇に入る道路がある、その林道沿いの土地であります。内容については事務局説明のとおりです。以上、よろしくお願いたします

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。

本案のNO3からNO7については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

NO3からNO7は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第6、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。NO1について、上程します。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第3号

農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成30年9月25日提出、蘭越町農業委員長名。

申請人は〇〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡、申請理由は農業用倉庫を建築及び資材置き場にするためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、農用地区域内農地です。判断理由としては、農業振興地域整備計画における農用地区域内の一角に位置する農業用施設農地です。規模拡大等により、既存倉庫が手狭なため建築するものであり、転用はやむを得ないのではないかと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、北海道農業会議への諮問につきましては、転用目的が農業用施設である場合は諮問の対象から除外できることとなっておりますので申し添えます。また、6月22日付けで農振の変更通

知がありました。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1について、順次、担当委員の補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

〇〇さんの件です。内容については事務局の説明のとおりです。場所ですけれども、〇〇さん宅から〇〇の方へ10m程行って左側の土地になります。よろしくお願いいたします。

議 長

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、原案のとおり決定し、許可することとします。
日程第7、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
NO1からNO2について、一括、上程します。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、意見を求める。平成30年9月25日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、申請者は〇〇〇番地〇、〇〇さん、譲受人が〇〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇、現況は畑、面積は〇〇〇㎡、農地区分は、農用地区域外の第2種農地、権利の種類は売買、譲渡価格は〇〇〇円です。申請理由は、〇〇設置のため、転用するものであります。別紙、調査書をご覧ください。

第2種農地に判断した理由としては、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、

農用地区域外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地と判断いたしました。〇〇への管理を行うための〇〇を設置し、将来的に間伐や伐採を行うため、重機やトラックでの搬出を考慮するものであり、ほかに〇〇を設置できる土地はなく、転用することはやむを得ないと判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号2番、申請者は譲渡人が〇〇〇番地〇、〇〇さん、譲受人が〇〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇の内、現況は田、面積は〇〇〇㎡、農地区分は、農用地区域外の第2種農地、権利の種類は売買、譲渡価格は〇〇〇円です。申請理由は、〇〇〇外設置のため、転用するものであります。別紙、調査書をご覧ください。

農地区分としては第1種農地の一角に位置しておりますが、市町村役場から500m以内の農地であり、第2種農地の要件も同時に満たすものであります。こうした場合は2種の要件を優先して適用することとなっております。〇〇〇近郊には代替え可能な土地がないと判断されるため、転用についてもやむを得ないと判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

また、この2件の5条申請については、現在、農振農用地区域からの除外手続きを並行しており、事前協議の中では除外相当である旨協議が進められております。

なお、この度の案件は許可相当の可否について意見を求めるものであり、今後、10月25日に開催される北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問して意見を求め、農振農用地区域からの除外の決定公告を経て、順調に進めば10月の総会に再度上程し許可することとなります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

NO1～NO2について、順次、担当委員の補足説明をお願いします。

12番
(椿委員)

〇〇さんと〇〇さんの件でございます。内容については事務局説明のとおりです。場所については、〇〇さんの住宅の近くにあります、山手側の一角、畑がありますが、その脇の土地でございます。以上です。よろしくお願いいたします。

10番
(杉本委員)

詳細については、事務局説明のとおりです。場所につきましては、市街から〇〇に向かいまして、〇〇手前、70mほど手前の〇

○さんがありまして、その○○裏です。以上です。

議 長 これより、質疑及びご意見を伺います。
 質疑・ご意見はありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。本案については、原案のとおり、許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 本案については、許可相当として、北海道農業会議へ諮問することといたします。

 日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

 NO1からNO3について、一括、上程します。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第5号

 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

 平成30年9月25日提出。蘭越町農業委員長名。

 番号1番、利用権の設定等を受ける者は、○○○番地○、○○さん、利用権の設定等をする者は、○○○番地○、○○さん、土地は○○番○外○筆、田で○○○㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年12月1日、対価の支払期限は平成30年11月末日です。価格は○○○円、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格○○○円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

 ○○さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働

力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年12月1日、対価の支払期限は平成30年11月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、番号1番で説明したとおりの記載となっております。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇、〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年12月1日、対価の支払期限は平成30年11月末日です。価格は田で〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。譲渡理由は、〇〇氏の新規就農のため、農地を提供するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、新たに農業経営を開始するものであり、就農計画書から判断して、全て効率的に利用されるものと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

議 長

NO3について、局長より補足説明を願います。

事務局
(谷口局長)

NO3の〇〇さんと〇〇さんの件ですけれども、今日みなさんのお手元に〇〇さんの青年等就農計画認定申請書をご用意しておりますので、説明させていただきたいと思います。〇〇さんについては、町の第〇期生でありまして、来年、平成31年4月に参入予定でございます。今年については、研修農場で実践研修中ということで、今年の実績については大玉トマトで約7t見込んでおります。今年の実績については、3棟で1反3畝、3棟を実施しているということです。9月20日の日に農業経営改善対策

会議を開催しまして、認定計画の認定をさせて頂きました。その内容ですけれども、認定基準であります所得で200万以上、これは普及センターの方でシミュレーションに入っていただきまして、205万円となっております。その規模ですけれども、トマトで2反2畝、下の自己保全とありますが、トマトとハウスとハウスの間自己保全扱いという風になっていまして、実際には2反2畝と自己保全2反4畝合わせて、4反6畝がトマトの面積になるということでご検討していただきたいと思います。5年後35年までの計画でトマトについては、60mのハウスを5本、70mのハウスを1本の計ハウス6本まで拡大をしていき、200万以上確保するという計画になっております。会議の中で色々議論させていただきましたが、〇〇さんについては、自己資金も持っていて、確認しましたが今現在〇〇万円持っているということでありますので、その点も踏まえて9月20日の認定会議の中で認定相当であろうと、町の方で判断をして今日調定させていただいているという経過がございますので、よろしく申し上げます。以上です。

議 長

NO1からNO3について、順次、担当委員の補足説明を願います。

5番
(向山委員)

NO1、NO2について、説明させていただきます。場所は、先ほどの現地調査の件で話しました、〇〇さんの住宅の裏でございます。内容については、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いたします。

2番
(近藤委員)

先ほど事務局から説明がありましたとおり、現在、〇〇で研修している〇〇さんと〇〇さんの売買の件であります。

内容は事務局の説明のとおりで、場所は〇〇から、〇〇さん宅から下に〇〇さんの住宅がありますが、丁度その真向かい辺りになります。よろしくお願いたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第5号については、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

日程第9、議案第6号 北海道農業士認定候補者の推薦に関わる賛同についてを議題とします。

この案件については、私が農業委員会法第31条、議事参与の制限に該当しますので、これより退席させていただきます。したがって、西元職務代理者が議長となって審議を進めるようお願いいたします。 暫時休憩します。(中井会長退席)

西元委員

(西元職務代理者 議長席へ)

再開いたします。

NO1について、事務局から説明願います。

事務局
(谷口局長)

それでは、私の方から説明させていただきます。

議案第6号

北海道農業士認定候補者の推薦に関わる賛同について、平成30年9月25日提出、蘭越町農業委員長名。

この度、候補者となっている方は、北海道農業士認定候補推薦者 蘭越町〇〇〇番地〇、〇〇さん、〇〇〇生まれとなっております。お手元の方に、町からの賛同の依頼書をお配りしております。依頼があったのは、平成30年9月18日ということであり、4ページ目をご覧くださいと思います。4ページ目の説明の前に、北海道の農業士の認定要件を、口頭で説明させていただきますと思います。認定要件としては、3つありまして、まず1つ目は、道や市町村、JAなど関係機関団体等が実施する研修や農業改良普及センター等が実施する研修会に積極的に参画するなど資質向上への意欲の高い方というのが1点目です。

2点目が、道内で農業に5年以上従事している原則30歳以上の方というのが2点目です。最後が、経営改善に積極的に取り組むと共に経営改善や青少年活動と地域活動に率先して参加活動している方。以上、3点が道の農業士の認定要件になっておりますが、4枚目を見ていただいて、候補者の内容が記載しておりますけれども、まず、右の地域活動の状況という所をご覧くださいのですが、色々な研修に参加して資質向上の意欲が高いということであり、〇〇さんにおかれましては、いろいろな研修に

参加しております。また、JAの青年部、今現在は蘭越の支部長を務めているということで、4Hクラブの監事も務めておりましたし、ラジコンヘリ研究会の副会長、メロン生産組合の会計など歴任しております。こうした組合等団体等に入っておりますので、研修等にも積極的に参加しているということでございます。

2点目の5年以上従事して、原則30歳以上ということですが、左側に就農年、平成21年ということで、年齢が28歳となっておりますけども、今29歳に訂正をしていただきたいと思います。30歳以上ではないですが、原則ということでありましたので、町の方で確認したところ、原則というのはだいたい28歳ということで判断してくださいということで、道の方にも確認しておりますので、〇〇さんについてはこの要件もクリアしていると町の方は判断しております。

3点目の地域活動に率先して活動しているということですが、この目標の右側の欄ですが、蘭越消防団の方に加入しております。平成21年に加入して色々な消防の演習と地域に貢献をしていると、その他にもいろいろな活動に積極的に参加している方でありますので、町の方ではこの3つの要件をクリアしている方で、賛同については候補者として妥当な方であると判断をしております。この度農業委員会の方に賛同の依頼がきているということでもありますので、私の方からの説明に代えさせていただきたいと思います。よろしくご審議の程おねがいたします。以上です。

西元委員

これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありあせんか。

全委員

ありません。

西元委員

議案第6号については、異議ないものとして決定しよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

西元委員

議案第6号については、候補者の推薦に賛同することとし、推薦書を町に提出いたします。
暫時休憩といたします。(中井会長・西元職務代理者着席)

議 長

再開いたします。

日程第10、議案第7号 蘭越町の農業振興対策に関する町長への要請書についてを議題とします。

椿振興農政専門委員長からご提案願います。

12番 (椿委員)

振興・農政専門委員会の方で何度か数回にわたり審議してまいりました、担い手についての審議をしてまいりましたが、最終的に町長の方へ要請書を出しましょうという事で、要請書の案を読み上げますので、聞いていただきたいと思います。

貴職におかれましては、平素より蘭越町の農業振興と農村経済の安定に深いご理解とご高配を賜り、幾つもの農業振興施策と支援対策を講じられていることに心から敬意を表します。

また、日頃から当委員会が推進する農地業務及び農政活動に対し、ご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本町の農業は基幹作物である水稻を主体とし、複合的補完作物の栽培と生産において農業者及び関係機関が一体となり、その技術管理等の普及・推進に努め、現在の生産基盤を築いているものと高く評価しております。

その一方、全国的な課題でもある「農業経営者の高齢化」や「担い手不足」は本町においても最重要課題の一つとなっており、現に販売農家数に占める60歳以上の経営体数の割合は49.0%、経営面積割合(田)は37.7%で約1,200haを占めている現状にあり、担い手確保と若い世代への円滑な農地の流動化を含めた経営改善は大変大きな課題であります。

このような状況から、将来に渡って本町の農業を次世代に引き継いでいく上で「担い手対策」は緊急的な対応が必要であり、当農業委員会は昨年度から振興農政専門委員会及び農業委員会総会において協議・検討を重ねて参りました。

その結果、農業者の経営改善等の自助努力、関係機関それぞれの立場での取組みに加え、行政による支援も重要との結論に至り、この度、支援対策等をお願いする運びとなりました。

ここに要請書を提出いたしますので、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

要請事項、

1 水稻を主体とする経営体の農業後継者を育成する対策について、基幹作物である水稻を主体とする経営体の農業後継者育成は経営基盤を次世代へ引き継ぐ最重要課題の一つです。専業農家が目指す経営指標を活用し、一経営体(二世帯)による安定的な

農業経営を目指す誘導策、また、農業後継者に対する支援策の充実について検討をお願いします。

2 農業新技術（スマート農業・水稻直播・水稻密苗播種等の普及・導入対策について、今後においては益々担い手農業者に農地が集積され、一経営体の経営面積が拡大していくと考えられ、コスト低減を図る観点から農業新技術の取組は大変重要でありますので、普及・導入に対する支援策の検討と対応をお願いします。

3 基盤整備事業の予算確保について、作業効率の拡大とコスト低減を図る観点から基盤整備事業は大変重要な取組であります。予算不足による事業の遅れがないよう、道及び国への積極的な働きかけ、計画的な予算措置と当初予算の確保をお願いします。ということで要請書を出そうと思っております。ここまでに至った経緯と内容については、局長の方から説明をいただいて、その後、皆さんにご審議をいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長

局長から補足説明をお願いします。

事務局
(谷口局長)

私の方から説明させていただきたいと思っております。今日皆さんの方に振興・農政専門委員会検討資料をお配りしているのですが、お手元にご用意していただきまして、ただいまの要請書に至った経過・取組等を説明させていただきたいと思っております。ただいま、椿委員長から説明があったように、平成29年12月から計6回の専門委員会を開催しまして、この点について議論させていただきました。まず、課題と対策ということですが、販売農家数に占める60歳以上の経営体数の割合は49.0%、面積割合(田)で37.7%、再度調査した結果約1,200haを占めている現状にあると、ということで担い手確保と若い世代への農地の流動化を含めた経営改善は大きな課題だということで、課題が浮き彫りに、数字的に表されております。これをどのように解決していったら良いのかという視点で議論を進めた結果、そこに4点挙がっておりますけども、まず一つ基幹作物が水稻でありますので、高品質米生産を軸とした水張り面積の確保と水稻を主体とした所得の向上というのが挙がってくるだろうと、2点目として各地域における複数戸による法人化の検討ということで、担い手の確保という意味では、この点についても検討を進めなければならないだろうと。3点目に60歳未満の農業者の更なる経営の発展ということで、60歳以上の農家の方というのは、現状的に残念ではありますが、近い将来、離農

されていくであろうということであれば、60歳未満の農業者の方が、自分の後継者に対して農業を引き継いで行ける経営ができるかどうかと思いますので、こうした部分が課題として挙がってきました。リタイヤする方の経営基盤を譲り受けるシステムの検討ということで、後継者がいる方は良いのですが、後継者がいない方は相当数見込まれるであろうということで、そういう方の農地をいかにして次世代に次の担い手に引き継いでいくかと、この4点が課題として挙がってきた部分についての対策であろうという結論に至りました。取り進め方ですが、6月から8月については委員会の方で、議論してまいりまして、ただいま9月の総会においてご提案させていただいたんですが、本日皆さんのご意見をいただきまして、修正を加えてできれば、10月下旬には町長の方に答申ができればと思っております。この時期の答申というのは、来年に向けての予算計上の時期でありますので、町の方にも、その点を踏まえた中で検討をしていただきたいという趣旨でございます。具体的な取り組み支援策についての専門委員会での話し合いの仕方でしたが、関係機関、農業者含めて、この期間ということになります。それぞれ何が出来るのだろうかということで、それぞれの立場でどうやって取り組んでいったら良いのかという部分を視点において、議論を進めてまいりました。それは、後で触れさせていただきますが、次のページをめくっていただきまして、4点挙げたのですが、1点目の高品質米生産、水稻を中心とした取組ですが、プロジェクト会議の中で「らんこし米ブランド化戦略会議」の検討を進めておりまして、今、ガイドラインが策定されまして、それを米麦改良協会の総会において可決されて、これを全面的に出して、らんこし米をもっと所得に結びつけていけるような方法で考えていこうということで、基準のシールも今検討中でございます。そうした部分がもう少し前に進んでいけたらと思うのですが、今戦略会議の中で取り組んでおりますので、今現在の中では、この検討会議の中に戦略会議の中で議論に委ねるということが良いのではないかと、2点目の地域における複数戸法人については、今年の春2月、農業委員会の協議会として検討会もやりましたが、これは農業委員会の中で今後、議論していかなければならないことかと思っておりますので、今後、継続協議等をしていかなければならないなと思っております。3点目のリタイヤする方の次世代に引き継ぐシステムの検討ということですが、これも議論させていただいているのですが、これはまず、リタイヤする農業者と規模拡大を予定している農業者が、どれだけいるの

かという部分が把握できなければ、次のステップに入っていけないということで、これは今後、農業委員会・専門委員会の中で、アンケート調査をすとか、そういった形で、数字を把握するところから、スタートしていかなくてはならないということでありました。次のページをめくっていただきまして、まずは60歳未満の農業者の更なる経営の発展ということで、この項目に視点をおきまして、町の方に要請をするということが、今の時点では妥当であろうという結論に至って思っております。ここに記載しておりますが、農業者・JA・普及センター・農業委員会・町、それぞれの立場で60歳未満の経営者がどの様に経営改善を図っていくことで、次世代・担い手が確保されて、将来的に農地を守っていくことに繋がるのではないかと議論させていただきました。記載のとおりであります、そこで町の支援も一つお願いしたいのだと、こういう話になりますが、1点目として、専業農家が目指す経営指標、プロジェクト会議の中で、経営指標を4つ作っておりますので、活用しながら60歳未満の農業者が一経営体、2世帯専業農家でやることによって、次世代が育っていくという趣旨ですけども、安定的な農業経営を目指すための支援策の誘導に繋げてもらいたいということです。それと農業後継者に対する支援の充実ということで、新規就農者支援事業がありますが、この中身、純粋な新規就農者に対しては、すんなり適用できるのですが、後継者が使いづらい内容となっておりますので、例えばそういった形で町の方で検討してもらえればという話が出ておりました。それと基盤整備の推進ということで、基盤整備は先ほど申し上げたとおり、大変重要でありますので、これも挙げるべきだと、それと、直播技術、密苗技術の新技术の導入に対する支援ということで、これも先ほど申し上げたとおり、一経営体の面積が大きくなっていけば、当然こういう取組についても、農業者は導入していただろうと、それに対する町の支援も重要になってくるだろうということで、そういう議論の基にまとめさせていただきました。こういう経過もございまして、先ほど椿委員長の方から、要請書を説明しましたが、そういう要請書の作成に至ったということで、ご理解いただけたらと思っております。

皆さん方にご意見をいただきまして、総会全員の賛同した要請書ということで町長の方に提出したいと思っておりますので、よろしくご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

ただいま、椿委員長から提案がありました。これより、意見書の内容等について質疑及びご意見を伺います。何かございませんか。

5 番
(向山委員)

提案ではないですが、たまたま私、町の7地区立ち上がっております、区画整備事業の協議会の会長をやらせていただいて、予算があまり付かないので、みんなイライラしているので、先月、福村副会長と一緒に町長と振興局長の所に予算の件や色々な件で要望に行って参りました。それで、地震のあった日に道庁に行く予定だったが、道の方からお断りがありました。10月19日にまた、ここに居られます、伊藤委員と一緒に7地区、私、立ち上がっておりませんが、三和地区代表と8地区含めた期成会長と一緒に、町長と道庁に行くことになっておりますので、申し上げますのでよろしくをお願いします。

議 長

他にございませんか。
内容の文言についてはどうでしょうか。

1 3 番
(西元委員)

2番のスマート農業・水稻直藩・水稻密苗等の導入対策についてですが、ここで我々が明言します。そうするとこれに関する内容は、どういう風な形かは、農林水産課で考えると考えますが、こういう技術に関しては農業者も交えた中で、検討していかないと、より良い、効率の良い支援策というのは生まれてこないと思われれます。非常にこの事業をやっていただきたいのですが、やるための、どういう風に検討するのかによって変わっていきますので、農業者、生産者を交えた中で考えていただくと非常に良い、一番良い方法を見い出してくるのかと、単純に何かを買うのに金を出すのか、それとも、どういう形というのが、なかなかありますので支援策というのは、どこで検討するのかなと一瞬思いました、その方法によっては結構、変わってくるのかなと思っておりますので、今年、冷害年で共済が当たる、当たらないという話が出ていて、ある農家さんに聞くと、坪刈りしないといけないから、皆さんに迷惑かけるから、手を下げるとかありました。従前、共済組合の方では、衛生を使った航空写真を使つての共済被害を検討していたが、頓挫したみたいで、今だと、スマート農業に含むのかどうかあれですけども、ドローンを使った赤外線カメラによる収量調査というものが技術的には出来るらしいですよ、そういうものを含めた中で、非常に農業者にとっては、有利になるという

かプラスになるような検討をしていただくためには、農業者も交えた中で、協議していただけると非常にありがたいと思います。

事務局
(谷口局長)

西元代理からのご意見ですけれども、私も兼務で農林水産課の主幹でありますので、この要請書を提出したら、町長の方から農林水産課の方に指示がありますので、私も主幹という立場でそちらの方の議論も入りますので、この意見は貴重な意見として皆さんに伝えながら、関係機関そして農業者の意見も聞きながら、どういった形の支援策を立てていくのかという部分を検討させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

13番
(西元委員)

もう一ついいですか、我々が立ち上げたような蘭越町プロジェクト委員会がありますが、28日にプロジェクト委員会が開かれまして、タイムスケジュールを見ると10月末ですよね、町長に提出するのは。

事務局
(谷口局長)

この内容で大体の大筋が良ければ、予定ということになります。

議 長

内容につきましてはどうでしょうか。このまま提出してよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議 長

それでは、要請書の(案)を消していただき、今日の日付と第16回農業委員会総会決定に基づくという形で、町長に持って行きたいと思います。同行していただくのは、私と職務代理と、椿委員と近藤委員さんをお願いしたいと思います。

議案第7号は、原案のとおり決定し、要請書を町長へ提出することといたします。

日程第11、報告第1号

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局
(福岡係長)

報告第1号

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、平成30年9月25日提出。 蘭越町農業委員長名。

平成30年9月3日付けで、〇〇〇番地〇、〇〇さんから、〇〇番〇外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議 長

日程第12、報告第2号
後志地方農業委員会連合会の役員の補充について
さらに、日程第13、報告第3号
台風21号及び胆振東部地震被害状況について、事務局から報告願います。

事務局
(谷口局長)

それでは、私の方から報告をさせていただきます。地方連の役員の補充についてでありますけども、実は、黒松内の居川副会長が、黒松内会長の居川さん、副会長をやられていたのですが、8月31日金曜日をもって、黒松内の農業委員を退任されております。それに伴いまして、連合会の副会長を補充したという経過がございます。補充の結果、南ブロック、南後志の方で選出していただいたのですが岩内町の長谷川会長が、副会長に就任されております。任期については、在任期間の32年8月までということでございまして、それに伴いまして、記載してないですが、幹事も代わります。黒松内の佐藤局長の方から岩内町の近藤局長の方に幹事も変更となっております。地方連の役員会を開催後、書面管理をもって決定となっておりますので、この場を借りてご報告をさせていただきます。

次に、台風21号と胆振東部地震被害状況について、口頭で説明させていただきますと思います。

台風21号ですが、9月4日に台風がきたということで、次の日に農林水産課の方で確認させていただきました。農業被害ですが、被害戸数で45戸、被害面積が9町1反、ということであります。内容としては、水稻倒伏がそのうち7町4反、ソバが9反3畝、トマトが2反、メロンが1反4畝、主にこういう倒伏状況等になっておりまして、ハウスが26棟、そのうち全壊が2棟となっております。全壊については、〇〇さんということになっております。その他については、半壊、一部損壊という状況でございました。

続きまして、地震の被害の状況でありますけれども、9月6日ということで、職員による調査を実施した結果、〇〇さんの方で、停電の影響によりまして生乳8000廃棄したということになっております。その他、農業被害については、大きな被害は特にご

ございませんでした。9月12日に〇〇さんが来町されまして、一部、水稻の畦畔が崩れたという報告がありましたけど、大きな農業被害は地震によっては無かったということで、報告をさせていただきたいと思います。以上でございます。

議 長

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(谷口局長)

それでは、その他の報告ということで私の方から、数点報告をさせていただきます。まず1点目ですけれども、振興農政専門委員会の方が今年道外研修を行うということで、4日間、今年については静岡県の方に行く予定であります。静岡県と東京に行って、後志選出国會議員・中村代議士の方に合って、懇談をして、懇談も出来れば蘭越としての要望書という形で自尊しながら懇談をして、中村代議士と合って話をしてくるという機会を設けたいなと思っております。あと、静岡県の方は、スマート農業、先ほどの要請書の中にもありましたが、スマート農業を大規模で実践されているトマト、パプリカなど大きなハウスの中で実践している所があるのですが、そこでいろいろな先進的な農業の話を知りたいなと思っております。もう一つは決定されていないのですが、人農地プランの取組や、農地集積の取組のところで静岡県の農業委員会や町など出向いて懇談をしてきたいなと、前段で言った中村代議士と懇談をしたいと思っておりまして、皆さんが日頃思っている意見要望を取りまとめて持って行きたいと思っておりますので、お手元に用意しましたけどもどんなことでもよろしいので、10月15日までに事務局の方にこういった課題があるので、何とか検討願いたいという部分がありましたら、事務局の方をお願いしたいと思います。

2点目です、農地パトロール10月の時期に開催しているのですが、会長、事務局の方と検討しまして、10月22日の週にですね、去年と同じような形で、やりたいと思っておりますので、改めて周知をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

最後に、次回の総会であります、10月31日水曜日13時30分から行いたいと思いますので、お願いいたします。以上です。

議 長

以上で、報告を終わります。

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて第16回農業委員会総会を閉会いたします。

午前9時30分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩